鳥取県告示第454号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則(平成6年鳥取県規則第17号)第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年7月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤務先
眼科	視覚障害	武田 佐智子	米子市皆生新田一丁目8-1
			山陰労災病院
神経内科	肢体不自由	井尻 珠美	鳥取市尚徳町117
			鳥取赤十字病院
整形外科	II	能勢 道也	倉吉市東昭和町150
			鳥取県立厚生病院
II	II	谷島 伸二	東伯郡三朝町山田690
			鳥取県中部医師会立三朝温泉病院
II	IJ	林 育太	日野郡日野町野田332
			日野病院組合日野病院